

第6章 目 標

計画に基づく施策の効果を判定するための指標及び目標を設定します。

1 殺処分頭数

犬（令和2年度 10頭） → 5頭以下（令和13年度まで）
猫（令和2年度 234頭） → 100頭以下（令和13年度まで）
令和2年度実績の概ね2分の1

実質的殺処分ゼロを継続するとともに、収容頭数の削減や譲渡の推進により、重篤な病気等を理由としたやむを得ない殺処分などの更なる削減を目指します。

2 犬猫の収容頭数

犬（令和2年度 104頭） → 50頭以下（令和13年度まで）
猫（令和2年度 361頭） → 180頭以下（令和13年度まで）
令和2年度実績の概ね2分の1

飼い主責任の徹底や飼い主のいない猫のみだりな繁殖の防止などにより、収容頭数削減を目指します。

3 苦情件数

犬猫苦情件数
（令和2年度 618件） → 300件以下（令和13年度まで）
令和2年度実績の概ね2分の1

飼い主責任の遵守や飼い主のいない猫への不適切な給餌などによる迷惑防止の指導啓発により、苦情件数の削減を目指します。

4 犬の登録と狂犬病予防注射

飼育されている犬すべての登録と年1回の狂犬病予防注射の実施（令和13年度まで）